文教委員会資料

１　陳情の審査

（1）陳情第１６４号　非営利団体が運営する学童保育に補助金交付を求める陳情

資料　陳情第１６４号　非営利団体が運営する学童保育に補助金交付を求める陳情について

こども未来局
（令和８年１１月１２日）

青少年支援室　担当

資　料

1　本市における放課後児童健全育成事業等の状況

（1）わくわくプラザ事業

本市では、市立小学校においてわくわくプラザ事業を実施している。

わくわくプラザ事業は、「放課後児童健全育成事業」及び全児童を対象とする「放課後子ども教室」を一体的に実施する事業であり、全児童を対象として実施している。

（2）放課後児童健全育成事業の実施状況

実施校数：１１５校（市立小学校）

実施形態：わくわくプラザ事業の中で定員を設けず全児童を対象に実施

（3）こども・若者の未来応援プランにおける位置付け

本市では、わくわくプラザ事業により放課後児童健全育成事業の量の見込みに対応していることから、現在の計画においては、民間の放課後児童健全育成事業をプランに位置付けていない。

（4）民間放課後児童クラブの存在

本市内には児童福祉法第３４条の８に基づく届出を行い運営している民間放課後児童クラブが存在している。

１　本市における放課後児童健全育成事業等の状況

（５）これまでの主な経過

〇平成１１（１９９９）年度に、「青少年プラン（青少年健全育成基本計画）」に基づき放課後の児童の安全な居場所の確保と健全育成を目的として、①留守家庭児事業を包括して②全ての小学生を対象として③小学校施設を活用して「わくわくプラザ事業」を放課後児童健全育成事業を含む全児童対策事業として実施することとした。

〇平成１２（２０００）年度から約３年間、１区１か所計７か所の小学校内でモデル事業を実施

〇平成１５（２００３）年４月から市立小学校全校（当時は１１４校）で事業を開始

〇平成１８（２００６）年４月からこども文化センターの１事業として指定管理者制度による運用を開始

〇令和８（２０２６）年に放課後の子どもの居場所づくりに関する取り組みの中で、学童期の居場所づくりとして、わくわくプラザの区分制の試行を開始

２　本市における民間放課後児童クラブの状況

（１）放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、児童福祉法第６条の３第２項に規定されている。また、事業を実施する者は、児童福祉法第３４条の８の規定に基づき市へ届出を行うこととされている。

（２）本市における放課後児童健全育成事業

本市では、市立小学校において「わくわくプラザ事業」を実施しており、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」を一体的に実施している。また、わくわくプラザ事業とは別に、民間事業者等が放課後児童健全育成事業の届出を行い運営している施設が存在している。

（３）民間放課後児童クラブの運営主体

本市における届出事業所には、株式会社、一般社団法人、ＮＰＯ法人、父母会等による自主運営団体（運営委員会）等、など、多様な運営主体が存在している。

株式会社等	15事業所	一般社団法人	2事業所
NPO法人	3事業所	運営委員会	6事業所
社会福祉法人	1事業所	任意団体	1事業所

※令和８年１１月１日時点

2　本市における民間放課後児童クラブの状況

（4）本陳情の対象

本陳情は届出を行う民間放課後児童クラブのうち、保護者等が主体となって運営する自主学童保育に対し、国の子ども・子育て支援交付金を活用した支援制度の創設を求めるものである。

（5）民間放課後児童クラブへの主な支援

・下水道使用料減免
・市ホームページ等による広報支援
・研修機会の提供
・社会福祉関係施設等としての一般廃棄物収集認定
・事業運営に関する情報提供

3　本市における放課後児童対策の現状と課題

（1）登録児童数の推移

わくわくプラザの登録児童数及び登録率は増加傾向にあり、令和７年度には登録児童数が３５，５８２人、登録率が４９．５％となっている。

年度	登録児童数	登録率
令和８年度	３５，９３７	５１．２％（参考値）
令和７年度	３５，５８２	４９．５％
令和６年度	３３，３１１	４５．８％
令和５年度	３０，０６１	４１．０％
令和４年度	２５，１０３	３４．０％
令和３年度	２４，９５６	３３．８％

※令和３年度から令和７年度までは毎月の合計を１２か月で割った平均
※令和８年度は４月から７月までの合計を４か月で割った平均

（2）近年の主な課題

利用ニーズの増加や児童の過ごし方に対するニーズの多様化に伴い、次のような課題が生じている。

・施設の過密化
・高学年利用率の低迷

このため、本市では、区分制の試行等によりこれらの課題の解消に向けた取組を進めている。

4　他都市における放課後児童対策と民間学童支援制度の状況

（１）民間放課後児童クラブへの補助金等の交付状況※令和８年８月時点

	交付している	交付していない
政令市	１６市	４市
特別区	１６区	７区

※交付しているの中には、補助金ではなく委託料として支出している自治体を含む。

（２）補助金等の交付目的等

・補助等の目的は待機児童や過密解消などであったが、必ずしも一つではなく、複数の目的を併せ持つ自治体も見られる。

・補助等の目的の違いは制度設計にも表れており、待機児童・過密解消や多様なニーズへの対応を目的とした自治体では補助対象を広く設定しているところが多い。

・一方で、施設の安定運営を支援し、地域の居場所の維持を目的としている自治体では、非営利団体を対象に補助している例が見られる。

５　民間放課後児童クラブに対して補助金を交付した場合の試算

（１）本市に届出をしている２８事業所に補助金を交付した場合の試算

項目	金額
運営費	約１億９，３００万円
障害児受入推進事業	約１，７００万円
キャリアアップ処遇改善	約３，６００万円
放課後児童支援員等処遇改善	約２，７００万円
合計	**約２億７，３００万円**

※令和８年５月１日時点の利用児童数や職員配置数を基に試算
※年間開所日数は年２５０日と想定
※運営費については、長時間開所加算などは除く
※障害児受入推進事業については、障害児等を受け入れている事業所数に補助基準額を乗じて積算
※キャリアアップ処遇改善については、事業所の支援単位数に補助基準額を乗じて積算
※放課後児童支援等処遇改善については、職員数に補助基準額を乗じて積算

（２）他都市の施設数及び補助金等の状況（令和8年度）

政令市：３３事業所・約１億８，０００万円から２２４事業所・約４５億円
特別区：３事業所・約５，５００万円から７６事業所・約１６億円

※民設民営の施設に対する予算額とそれ以外の予算額とが明確に分かれている自治体のみ

6　陳情に対する本市の考え方

本市では、市立小学校においてわくわくプラザ事業を実施し、放課後児童健全育成事業及び全児童対策を一体的に推進している。

また、近年の利用ニーズの変化等を踏まえ、過密化への対応や高学年利用率の向上に向け、区分制の導入に向けた試行的な取組を進めている。併せて、区分制導入前の施設についても、学校施設の活用などにより過密化への対応を図っている。

自主学童保育についても、放課後等における子どもの居場所の一つとして認識しており、これまでも広報支援や下水道使用料の減免などの支援を実施している。

本市では、わくわくプラザ事業において「川崎市こども・若者の未来応援プラン」における量の見込みに対応できることから、自主学童保育を含む民間放課後児童クラブをプランに位置付けておらず、補助金等を交付していない。

わくわくプラザ事業においては、入退室管理システムの導入や夏季等の休業期間中の配食サービスの実施、区分制の導入に向けた取組など、利用環境の向上と事業の充実に努めており、今後についても、放課後における子どもの安全・安心な居場所づくりに向け、事業の充実に取り組んでいく。